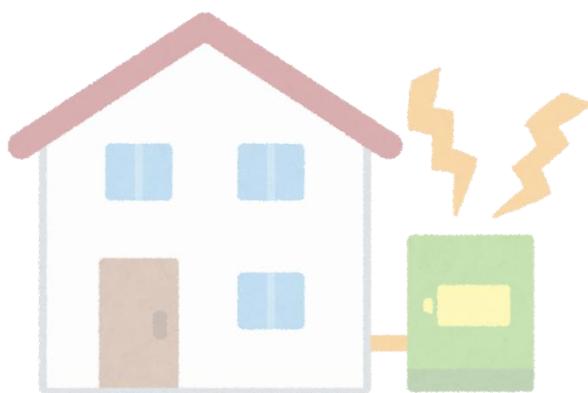


# 既設太陽光発電システム向けアフターサービス スマートメンテナンスサービス運営ガイドブック



2021年2月1日版

日本リビング保証株式会社（BPO営業部 スマートメンテ担当）  
〒160-0023 東京都新宿区西新宿4丁目33番4号  
[メールアドレス solar@jlw.jp](mailto:solar@jlw.jp)

お問合せ先 ☎ **03-6276-3228**  
受付時間 平日9:00～18:00・年末年始等を除く

# 「スマートメンテナンス・サービス」の特長

## 既設太陽光発電システム機器を対象に 蓄電システム設置完了日から5年間無償メンテナンス をご提供します！



- 当社にて蓄電システムを購入していただくと、既設の太陽光発電システム機器の自然故障を最長5年間補償し、さらに災害補償を付帯します。（加入条件として当社が定めるシステム事前点検の実施が必要です。）
- 蓄電システムの追加工事を実施した場合に懸念される「既設システム保証」の終了（保証切れ）や、火災保険等が適用にならない災害事故の復旧修理にも、本補償サービスの利用が可能です。

### ① 既設の太陽光発電システムを保証付きにします。

蓄電システムの設置後に懸念される既設太陽光発電システムのメーカー保証が終了（保証切れ）となった場合でも、本サービスに付帯される損害保険を利用して修理サービスをご提供することができます。

### ② サービス期間は5年間。

サービスが付帯された新たに販売する機器の設置完了日から5年間です。  
※対象機器のメーカー保証が残存している場合は、メーカー保証優先適用となります。

### ③ 火災・落雷・破裂・爆発損害にも対応します。

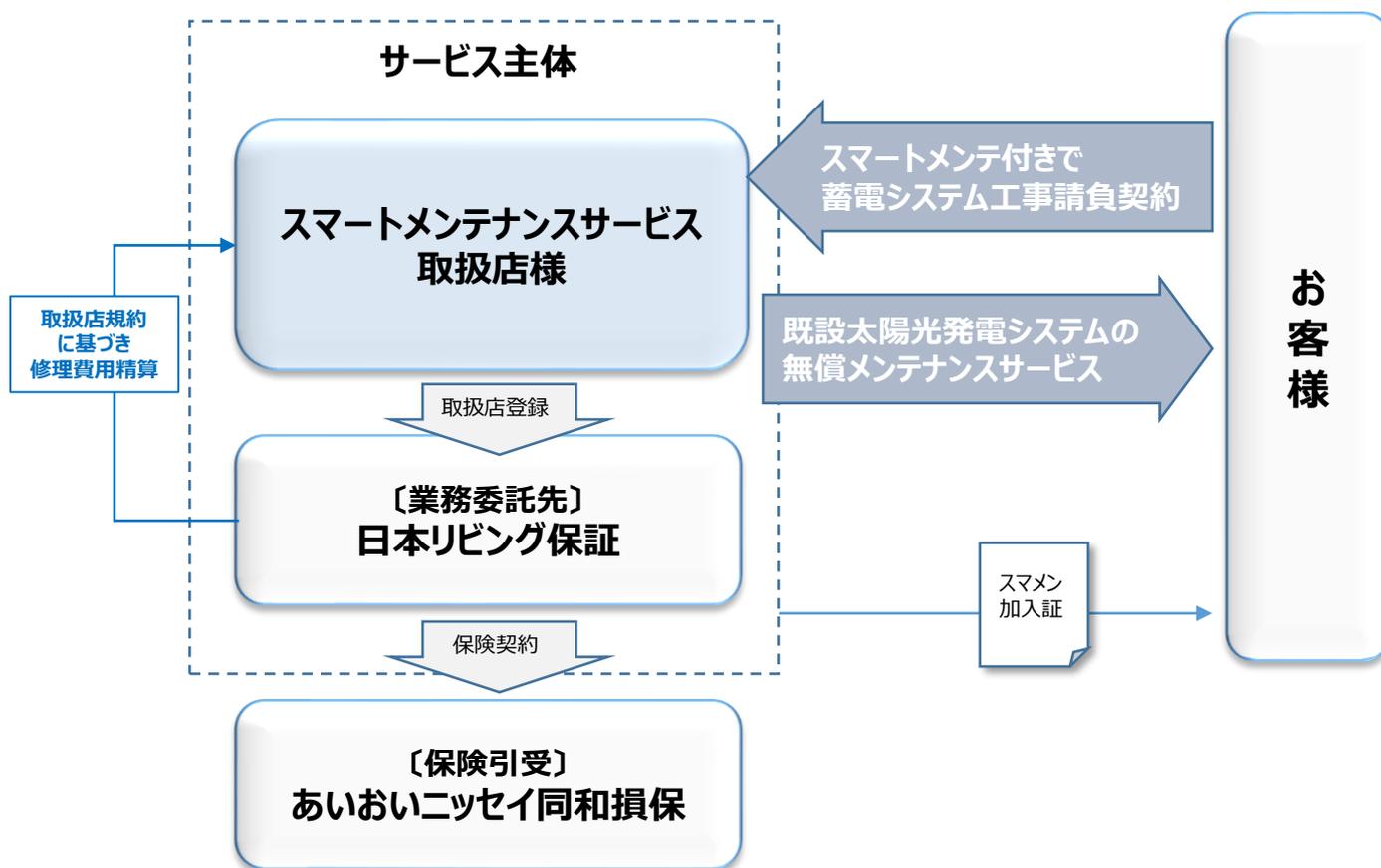
火災保険等が適用にならない場合や火災保険では保険金が不足する場合でも、「火災・落雷・破裂・爆発」については、本サービスに付帯する損害保険が適用されるので、災害復旧にもご利用いただけます。

### ④ 年間あたり修理限度額は最大150万円まで利用可能。

修理限度額における基準日は、それぞれのサービスの効力発生日を基準日とします。  
基準日（年度）を経過するとリセットされて5年後のサービス終了日までこれを繰り返します。

# 「スマートメンテナンス・サービス」の仕組み

本サービスは、販売店様を通じて「家庭用蓄電システム」をご購入いただいたお客様に対して、お客様が所有する既設の太陽光発電システムを対象としてご提供する補償付帯型メンテナンスサービスです。



- 巻末の「スマートメンテナンスサービス取扱店規約」に同意のうえ、物件ごとにお申込み登録いただきます。※同規約には、修理費用のご請求にかかる基準も記載がありますので、必ずご確認ください。
- 日本リビング保証は、被保険者をご購入者（太陽光発電システム所有者）とした保険契約の締結を包括して行います。
- お客様には、「スマートメンテナンスサービス規約」および「付帯損害保険の加入証」をセットして直送させていただきます。
- 補償サービスは、蓄電システムに付帯するサービスとして、お客様に提供していただきます。その際、補償サービスを「任意募集」とすることは不可となりますので、ご注意ください。
- 補償サービスを利用して修理を実施する場合、協定価格の基準がございますので、必ずご確認のうえお見積りを作成いただきますようよろしくお願いいたします。

# 制度の概要（1）

## ■ 補償内容

- （1）取扱説明書及び本体貼り付けラベル等の注意事項に従って正常な使用状態で発生した**自然故障**について補償サービスが適用されます。
- （2）次の災害時にもサービスが適用されます。  
**火災、落雷、破裂、爆発**

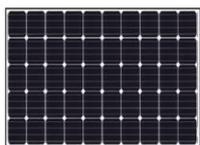
※ 上記(1)(2)ともに新設PCS・蓄電ユニットは補償対象外となります。

### 【注意】

- お客様が加入する火災保険等が優先されます。
- 修理交換は、対象機器と同型または同型同等品の引き渡しとなります。
- 点検・調整作業、移設、各種配管等の接続、部品交換を伴わない修理、付属部品の交換、機能・ソフトウェア設定、清掃作業は有償となります。

## ■ 対象機器 お客様が所有している既設の以下の太陽光発電システム機器となります。

### （1）太陽電池モジュール・架台・接続箱・ケーブル



【機器故障】 事故発生時にメーカー保証開始日より**20年以内の製品**がサービス対象となります。

【自然災害】 経年に関する適用条件はありません。

### （2）既設パワーコンディショナ（※ハイブリッド蓄電システムの場合は対象外）



【機器故障】 事故発生時にメーカー保証開始日より**15年以内の製品**がサービス対象となります。

【自然災害】 経年に関する適用条件はありません。

※モニター・コミュニケーションユニットは対象外です。

対象機器	自然故障（製造瑕疵）	自然災害（落雷等）
既設太陽光発電システム機器	<b>本制度対象</b>	<b>本制度対象</b>
新規設置した蓄電システム	<b>メーカー保証適用</b>	<b>本プランは対象外</b>

# 制度の概要（2）

## ■ 修理限度額とサービス期間

修理限度額（税込）	<b>年間利用限度額：最大150万円</b> ・支払限度額における年の基準日は、それぞれのサービスの効力発生日を基準日とします。 ・基準日から1年ごとの期間中支払限度額を最大150万円とします。（*自動復元はしません） ・年度経過するとゼロリセットされ5年後のサービス終了日までこれを繰り返します。
修理サービス期間	蓄電池設置完了日から最長5年間

## ■ 主な免責事項

- 風災、雹災、雪災、水災、盗難、建物の外部からの物体の落下、飛来、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触
- 対象製品本体の故障と判断できない不具合
- 風雨雪雹(ひょう)砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みまたは雨漏り等、自然災害に該当しない理由による損害
- 保険の対象の使用もしくは管理を委託された方、または契約者および契約者同居の親族、または被保険者（発電事業者）の故意によって生じた損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 差押え、没収、収用、破壊等、国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- 保険の対象の欠陥、自然の消耗もしくは劣化または性質によるむれ、かび、変色、変質、さび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
- 保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- 保険の対象に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害
- 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥れ、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- 格落ち（保険の対象の価値の低下をいいます。）によって生じた損害
- 異物の混入、純度の低下、化学変化、質の低下等の損害
- 温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠如によって生じた損害
- 修理費中に航空運賃が含まれている場合、航空輸送によって増加した費用
- 機械、設備、ソフトウェア、ネットワーク等における日時認識エラーが原因でこれらのものに誤作動や故障が発生した結果で生じた損害
- 保険の対象の製造者、販売者および施工業者が、被保険者（発電事業者）に対し法律上または契約上の責任を負うべき損害
- 不当な修理や改造または取付けによって生じた損害
- 電源周波数（Hz）の変更に伴う改造、修理によって生じた損害
- 保険の対象が譲渡された場合、部品交換を伴わない故障・不具合の修理を行った場合
- 契約者または被保険者（発電事業者）が、本サービスで指定する修理業者以外へ修理を依頼された場合
- 触媒、溶剤、冷媒、熱媒、ろ過剤、潤滑油その他これらに準ずる物のみに発生した損害
- 防音材、フィルター類、酸素富化膜、乾電池、充電電池、電球、替刃、針等の消耗部品のみに発生した損害
- 外装部品、保険対象以外の設備部品（ケーブル、コード、アダプター等の配線類、配管等、循環金具、パッキン類、その他施工部材等）
- 外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
- 被保険者の他の保険契約等で補償される損害および製造メーカーによる製品保証により保証される損害（ただし、他の保険契約等で補償された後、さらにこの保険契約で支払うべき保険金が残る場合は、その残りの部分に相当する保険金が支払われます。）
- 上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は、普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、ご不明な点については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

# 制度の概要（3）

## ■ 制度加入料

※「パネル出力合計値」は、設置太陽電池モジュールの出力合計値となります。

### （1） ハイブリッドプラン(既設PCSは補償対象外)

パネル出力 合計値		制度加入料（別途消費税）	修理限度額（税込）
超	以下		
0kW	1kW	4,000円	100,000円
1kW	2kW	12,000円	300,000円
2kW	3kW	20,000円	500,000円
3kW	4kW	28,000円	700,000円
4kW	5kW	36,000円	900,000円
5kW	6kW	44,000円	1,100,000円
6kW	7kW	52,000円	1,300,000円
7kW	8kW	60,000円	1,500,000円
8kW	9kW	68,000円	
9kW	10kW	76,000円	
10kW	11kW	84,000円	
11kW	12kW	92,000円	
12kW	13kW	100,000円	
13kW	14kW	108,000円	
14kW	15kW	116,000円	

### （2） 単機能プラン（既設PCSも補償対象）

パネル出力 合計値		制度加入料（別途消費税）	修理限度額（税込）
超	以下		
0kW	1kW	6,000円	150,000円
1kW	2kW	18,000円	450,000円
2kW	3kW	30,000円	750,000円
3kW	4kW	42,000円	1,050,000円
4kW	5kW	54,000円	1,350,000円
5kW	6kW	66,000円	1,500,000円
6kW	7kW	78,000円	
7kW	8kW	90,000円	
8kW	9kW	102,000円	
9kW	10kW	114,000円	
10kW	11kW	126,000円	
11kW	12kW	138,000円	
12kW	13kW	150,000円	
13kW	14kW	162,000円	
14kW	15kW	174,000円	

# 加入手続きの流れ



## ①点検実施

蓄電システム設置工事の着工前に、別紙の「事前点検票」に基づきシステム点検を実施いただきます。

【事前点検表】

<https://jlw.jp/download/smartmain.html>



## ②Web申込

設置工事完了後、Web申込サイトにて物件登録をして頂きます。

【Web申込サイト】

<https://jlw.jp/entry/sm9211.html>



## ③加入料振込み

受付日の翌月中旬に、取扱事業者様へ加入料ご請求書を送付するので、ご入金いただきます。



## ④加入証直送

入金確認の翌月中旬に、お施主様へ加入証を直送いたします。

### (ご注意)

- 事前点検により不具合が発見された場合、既設システムのメーカー保証を優先適用させて、修理・交換を行っていただきます。その不具合を解消した後に、再度「事前点検」を実施いただきます。
- 万が一、不具合が解消されていないにもかかわらず、補償サービスが開始された場合、不具合がある製品は本補償サービスをお受けいただくことができません。
- 本補償制度は、製造責任等を代替する「製品保証」ではありません。

# Web申込画面 Sample

## スマートメンテナンスサービス 申込登録受付

このたびは、「スマートメンテナンスサービス（ハイブリッド蓄電システム専用プラン）」にお申込みいただきありがとうございます。  
お申込登録にあたりまして、取扱店規約（リンク）に同意のうえお申込みいただきますので必ず取扱店規約をご確認ください。  
また、申込登録手続きには**既設太陽光発電システムのメーカー保証書**が必要となっておりますので、お手元にご用意のうえお手続きください。

以下各項目に入力のうえ「申込登録する」ボタンをクリックしてください。

取扱店規約に同意のうえ申込みいたします。  
チェックしてください。

### ①販売店様情報

販売店様 社名\*       ご担当者お名前\*       ご担当者メールアドレス\*       会社電話番号(011)なし\*

販売店様 郵便番号(011)なし\*       ご請求書送付先住所\*

\* ご請求書の送付先は、販売店となりません。販売店様ご住所を入力ください。

### ②お客様情報

ご購入者所有者\*       設置住所\*

郵便番号(011)なし\*       ご加入証送付先住所\*

\* お客様ご住所をご入力ください。

### ③機器情報

蓄電システム メーカー名\*       蓄電システムの設置工事完了日\*       既設太陽光メーカーの保証開始日\*

メーカー保証書を確認ください。

既設太陽光パネルメーカー\*       パネル出力合計値 (kW)\*       (ご参考) PCS容量ではなく、「パ  
ネル」の出力合計値をご入力くださ  
い。

設置済の太陽光パネルメーカー名

\* 小数点第2位まで

現在設置されている太陽光パネル  
の型式を入力ください。  
2種類まで入力可能です。

①モジュール型式\*       ③モジュール枚数       ②モジュール型式       ④モジュール枚数

### ④簡易点検結果状況

\* 該当した場合にチェックボックスに「レ」をいれてください。

\* 本日の点検が完了した場合は、保証するメーカー保証書により不具合発生を防止したうえでご入力ください。

- 事前点検時に該当した場合、チェックボックスに「レ」を入れてください。\*
- 接続後のパワーコンディショナ運転時に電力表示部にエラーコードが発生されないことを確認した。
  - 既設の太陽電池モジュールに「新しい破損・変形」が確認されない。

入力完了後は、以下「申込登録する」ボタンを押してください。ありがとうございました。

【今後の流れ】

- ①申込登録完了の翌月中旬に「請求書」をお届けいたします。
- ②入金確認後、お客様へ加入証を直送いたします。

【お問合せ先】日本リビング保証株式会社 〒160-0023 東京都新宿区西新宿4丁目33番4号 7階 メール: bpo@jlw.jp

申込登録する       一時保存

# 事前点検表 Sample

事前点検表はWeb申込画面の取扱店規約リンクから入手可能です。お申込時に点検の結果全て適合した旨チェック頂きます。

## スマートメンテナンス 事前点検票

点検年月日	点検実施時刻	時 分	天候	点検者
区分	点検項目	点検内容		チェック
太陽電池モジュール	表面の汚れ	目視により着しいガラスの汚れ・破損がないこと		良 ・ 否
	フレームの破損・変形	目視により着しいフレームに破損・変形がないこと		良 ・ 否
	配線・ケーブル状況	目視により配線及びケーブルに着しい損傷がないこと		良 ・ 否
架台	腐食・さび	目視により着しい腐食・さびがないこと		良 ・ 否
	太陽電池と架台の固定	目視により着しいボルト・ビスのゆるみがないこと		良 ・ 否
	雨漏りはないか	目視またはヒアリング等により雨漏りが発生していないこと		良 ・ 否
連系時運転チェック		パワーコンディショナ運転中、電力表示部に仕様通り表示されること (エラーコード発生がないこと)		良 ・ 否

<b>事前点検結果 判定結果</b> <small>上記すべての項目が「良」であることを確認してください。</small>	<b>良</b>
--	----------

**【注意事項】**

- ※ 上記「点検結果判定結果」において「良」となった場合のみご加入いただくことができます。
- ※ 上記各項目のチェック項目にひとつでも「否」があった場合は、存続するメーカー保証等により不適合状態を是正したうえでご加入ください。
- ※ 上記各項目のチェック項目の判断は、正確に記載願います。後日、虚偽の報告があったことが判明した際は、本サービスの適用ができません。
- ※ スマートメンテナンスサービスのお申込み受付は、インターネットにて受付しております。 <https://jlw.jp/entry/sm9211.html>
- ※ 本報告書は、事故発生時にご提出をお願いすることがありますので、点検者が保管しておいてください。

**<施工会社確認欄>** 私は上記点検内容について報告いたします。

会社名

ご担当者名

設置工事後、Web申込サイトにて物件登録して頂きます。

<https://jlw.jp/entry/sm9211.html>

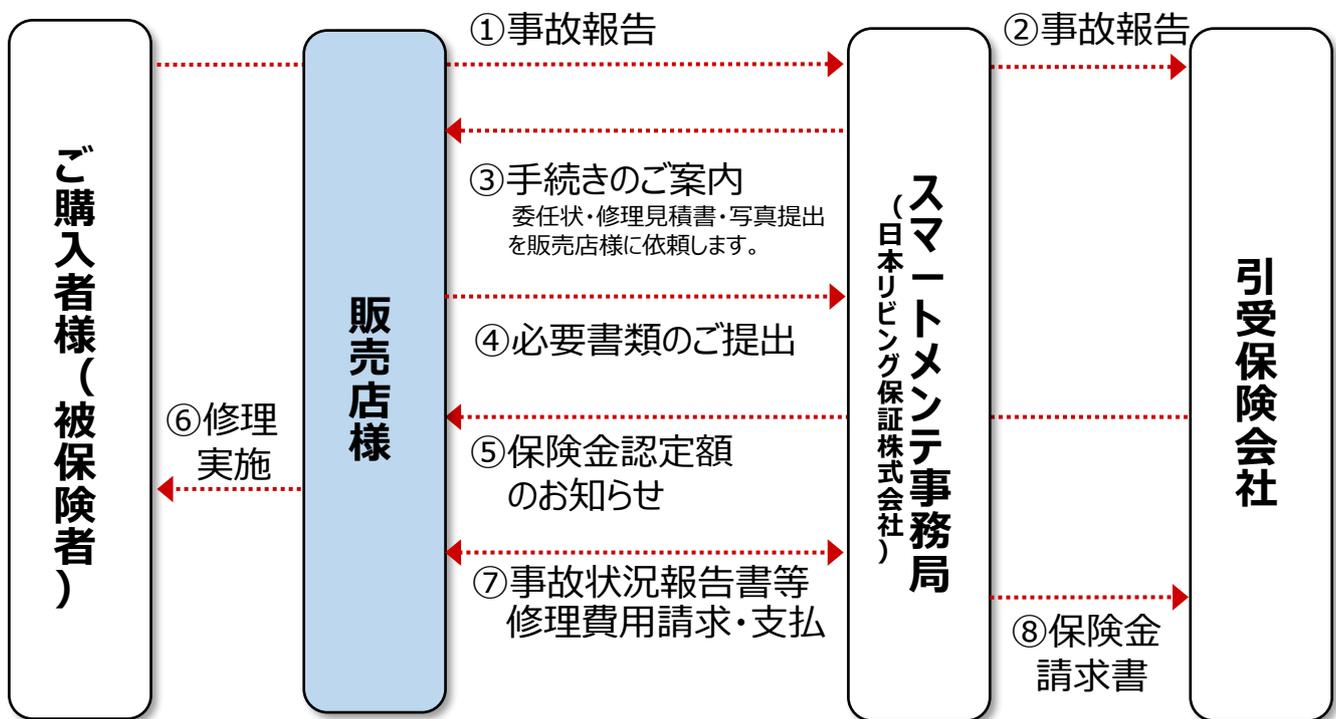
〔制度運営事務局〕日本リビング保証株式会社

東京都新宿区西新宿4丁目33番4号

[bpo@jlw.jp](mailto:bpo@jlw.jp)

# 修理実施（事故発生）の流れ

- ①② 事故報告は、事務局（☎03-6276-3228）までご連絡ください。
- ③ 必要に応じて保険会社より現場調査の依頼があります。
- ④ 販売店様にて必要書類（修理見積書・写真等）をご用意ください。  
※取扱店規約「スマートメンテナンスサービス標準修理単価表」を参照してください。
- ⑤⑥ 認定額をお知らせしますので、修理を実施してください。  
※ 制度事務局にて復旧工事手配をすることも可能です。  
※ 修理実施は「保険金認定額」の確定後に着手いただくことをお薦めします。
- ⑦ 必要書類を事務局に送付ください。  
※ 不明点は制度事務局または保険会社担当者より連絡することがあります。



日本リビング保証株式会社（BPO営業部 スマートメンテ担当）  
〒160-0023 東京都新宿区西新宿4丁目33番4号  
メールアドレス [solar@jlw.jp](mailto:solar@jlw.jp)

お問合せ先 ☎ **03-6276-3228**

受付時間 平日9:00～18:00・年末年始等を除く

# 修理交換費用の協定価格について

## ご注意

- 修理見積り作成の際は、以下「スマートメンテナンスサービス標準修理単価表（税込）」  
をご参照ください。
- 本制度の「保険金の請求および受領に関わる権利」は、ご購入者様にあります。
- 販売店様は、お客様から委任状を取り付けることで保険金受領することも可能です。  
なお、委任を受けた場合、お客様への保険金のお支払いはありません。

別表「スマートメンテナンス標準修理単価表（税込）」

（2020年8月1日）

分類	修理対象部位	お見積り・ご精算基準
部材 費用	太陽電池モジュール （太陽光パネル）	パネル公称最大出力合計値1kW単価150,000円またはパネル1枚交換単価45,000円でそれぞれ算出した金額のうち、いずれか低い方を上限とする。 ・特殊仕様品（屋根材一体型太陽光モジュール等）は、別途協議とする。
	架台（軒カバー含む）	本体、撤去費用を含み、架㎡単価1,000円を上限とする。 ・屋根材・地盤・基礎・造成費は、本サービスの対象外とする。
	パワーコンディショナ （9.9kW未満）	1台単価150,000円を上限とする。 ・ハイブリッド蓄電システムの場合は、本サービスの対象外とする。 ・下地施工費は、本サービスの対象外とする。
	ケーブル・接続箱 等	別途協議とする。
工事 費用	太陽電池モジュール （太陽光パネル） 架台（軒カバー含む）	工事費用1人工単価100,000円を上限とする。（システム診断、発電量測定、簡易足場、撤去・廃棄費用を含む。モジュール交換3枚までの統一価格。最大2人工までとする。） ・モジュール交換3枚超となる交換作業の場合は、別途協議とする。
	パワーコンディショナ （9.9kW未満）	1台単価40,000円を上限とする。（システム診断、発電量測定、簡易足場、撤去・廃棄費用を含む。設置高さ2m以上の場合は+20,000円）
	ケーブル・接続箱 等	別途協議のうえ決定する。

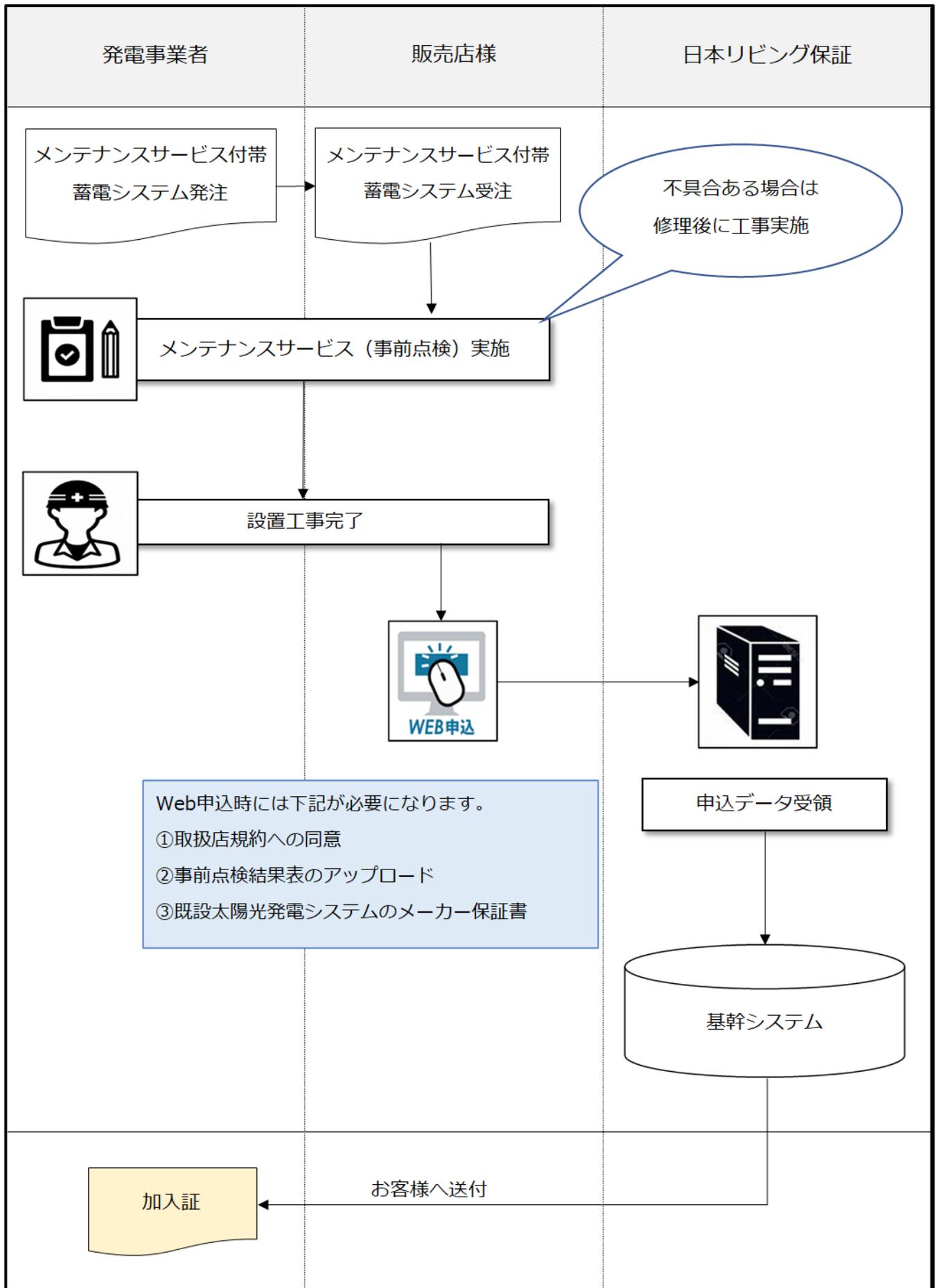
### 【修理限度額】

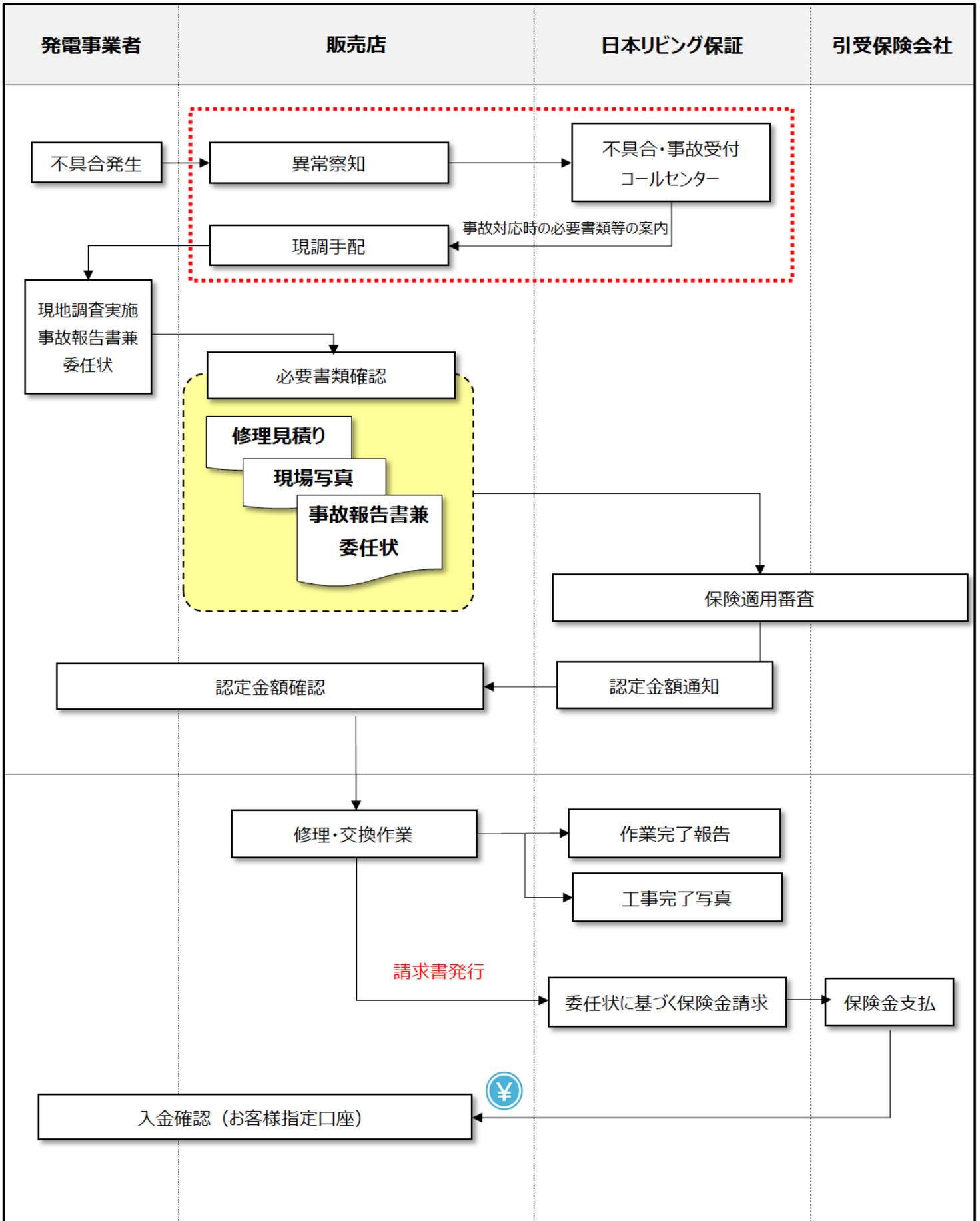
修理限度額は、スマートメンテナンスサービス約款記載のパネル出力容量に応じた修理限度額を上限とします。

### 【標準修理費用を超過する場合】

修理交換に要する費用が、上記のご精算基準を超過する場合、事業者は、仕入伝票（写し）を弊社に提出することで、認定額の引上げを求めることができます。なお、その場合、事業者は、上記仕入伝票記載の金額に対して10%以内の金額を修理利益として上乗せして認定請求を行うことができます。

上記に記載のない事項については、事業者および弊社が協議の上決定します。





# スマートメンテナンスサービス取扱店規約

スマートメンテナンスサービスは、この「取扱店規約」に同意のうえご利用いただきます。

## 第1条(目的)

この規約は、日本リビング保証株式会社(以下、「弊社」といいます。)のサービスを利用する事業者とスマートメンテナンス事務局を運営する弊社との間で、事業者が蓄電システムを販売・施工した顧客(以下、「お客様」といいます。)に対して太陽光発電システム機器(以下、「対象機器」という。)のメンテナンスサービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供することに関する契約の細目を定めるものです。

2. 事業者と弊社との契約関係は、事業者がこの規約の内容を承認し、弊社に登録を申し込み、弊社がこれを承認した時点で成立するものとします(以下、これにより成立する契約を「本契約」といいます。)

## 第2条(適用範囲)

本契約は、本サービスの提供に関する基本条件等の必要な事項を定めるものであり、サービス期間、対象機器、修理の方法など、お客様毎の個別の契約条件(以下、「個別契約」といいます。)は、次の各号に定める約款等によることとします。

- (1) 弊社の定める「スマートメンテナンスサービス約款」
- (2) 弊社所定の様式による書面(以下、「加入証」といい、本サービスに付帯する損害保険に関する書面を含みます。)

## 第3条(本サービスの加入料)

本サービスの加入料(以下、「加入料」といいます。)は、弊社が別途定める金額とします。

2. 前条の個別契約は、弊社所定の支払期日までに、事業者またはお客様より弊社に対して加入料の全額が支払われたときに成立するものとします。

## 第4条(本サービスにおける業務分担)

事業者がお客様に対して本サービスを提供する場合の、事業者と弊社との業務の分担および業務実施の可否については、次の各号の通りとします。

- (1) 次に定める業務は、本サービスの事務局として弊社が行うものとします。
  - ① 加入料収納、加入証発行、サービスに関するシステム運用などの事務局業務
  - ② 本サービスに付帯する損害保険契約の締結と維持管理、保険金請求に関する業務
  - ③ お客様が申し出た対象機器の故障・不具合に関する受付コールセンター業務
  - ④ 対象機器の故障・不具合に対する修理費用の査定
- (2) 次に定める業務は、事業者が行うものとします。
  - ① お客様に対する本サービスの説明
  - ② 弊社所定の申込み方法による個別契約の申込み
  - ③ お客様が申し出て、弊社が依頼した対象機器の故障・不具合に対する修理および交換
- (3) 次に定める業務は、事業者と弊社が協議のうえ実施者を取り決めるものとします。
  - ① 対象機器の交換時に必要な同等品の調達および施工
  - ② 対象機器の故障・不具合のうち、本サービス対象外となる有償修理(一部有償の修理を含みます。以下、同様とします。)の手配および施工
  - ③ その他本条に記載のない業務であって、本サービスの提供にあたり必要となる業務

## 第5条(修理方法)

事業者は、対象機器の修理交換にあたって、本サービスに付帯する損害保険を利用する場合、別表「スマートメンテナンス標準修理単価表(税込)」に基づき修理見積を作成し、弊社に対し弊社所定の書面に事前申請を行うものとします。

2. 弊社は、前項の事前申請を受け付けた後、修理方法および修理費用の妥当性等につき精査のうえ、引受保険会社による支払保険金の認定額を取得し、事業者へ通知します。

3. 前項の支払保険金の認定額が確定する前に事業者が修理を実施した場合、弊社が別表「スマートメンテナンス標準修理単価表(税込)」に基づき算出した金額で精算を行うことについて、事業者はあらかじめ同意するものとします。

## 第6条(再委託)

事業者は、弊社が第4条第1号に定める業務および同条第3号において実施者を弊社として取り決めた業務の全部または一部を再委託会社に再委託することについて、あらかじめ承諾するものとします。

## 第7条(損害賠償)

事業者および弊社は、故意または過失により本契約に定める義務を履行せず、本契約に定める業務に関して相手方に損害を与えた場合は、速やかに、発生した損害を相手方に賠償する義務を負います。

## 第8条(秘密保持)

事業者および弊社は、本契約の締結または履行に関して知り得た相手方の業務上または技術上その他の情報を、秘密として保持し、事前に相手方の書面による承諾を得ずに第三者に開示・漏洩してはならないものとします。

## 第9条(権利譲渡等の禁止)

事業者および弊社は、相手方の書面による事前の承諾を得ずに、本契約およびこれに付随する契約上の一切の権利および義務を第三者に譲渡もしくは引き受けさせまたは担保に供してはならないものとします。

## 第10条(反社会的勢力の排除)

事業者および弊社は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下、総称して「反社会的勢力」といいます。)ではないこと
  - (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。以下、同様とします。)が反社会的勢力ではないこと
  - (3) 自らまたは自らの役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
  - (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
  - (5) 自らまたは第三者を利用して、本契約に関して次の行為をしないこと
    - A 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
    - I 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
    - ウ その他前各号に準ずる行為
2. 事業者または弊社的一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約および個別契約の全部または一部を解除することができます。
- (1) 前項(1)ないし(3)の確約に反した場合
  - (2) 前項(4)の確約に反し本契約をしたことが判明した場合
  - (3) 前項(5)の確約に反した行為をした場合
3. 前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求をすることができないものとします。
4. 相手方が第2項各号に該当することにより損害を被った当事者は、相手方に対し、その損害の賠償を請求することができるものとします。

## 第11条(有効期間)

本契約の有効期間は、弊社が事業者の登録を承認した日から1年間とします。ただし、事業者および弊社のいずれからも期間満了日の1か月前までに書面による契約を更新しない旨の申し出がないときは、本契約はさらに1年間更新されるものとし、以後同様とします。

## 第12条(解除)

事業者または弊社的一方について、次の各号の一つに該当するときは、その相手方は何らの催告なしに直ちに本契約および個別契約の全部または一部を解除することができます。

- (1) 自己振出の手形または小切手が不渡り処分を受ける等の支払停止状態となったとき
- (2) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立て、または租税滞納処分を受けたとき
- (3) 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、または自ら申立てを行ったとき
- (4) 解散または事業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
- (5) その他財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の理由があるとき
- (6) 本契約に基づく債務を履行せず、相手方からの相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なお、その期間内に履行しないとき
- (7) その他前各号に準ずる本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき

## 第13条(業務の継続)

弊社は、個別契約に定める本サービスのサービス期間中は、本契約終了後であっても、第4条第1号に定める業務および同条第3号において実施者を弊社として取り決めた業務を継続することとします。

## 第14条(準拠法)

本契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

## 第15条(合意管轄)

この規約および本契約に関し紛争が生じた場合は、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第16条(協議)

この規約に定めのない事項またはこの規約の内容について疑義が生じた場合には、法令の規定および慣習に従うほか、事業者および弊社は、信義誠実の原則に従って速やかに協議のうえ、これを解決するものとします。

## 第17条(規約の変更)

弊社は、事前に予告することなくこの規約の変更をすることがあります。本規約の変更後に事業者が本サービスを利用した場合、変更後の規約が適用されることとします。

以上

# (お客様向け) スマートメンテナンスサービス規約 (1)

この約款は、お客様とサービス提供会社である加入証記載の取扱店(以下、「取扱店」といいます。 )および日本リビング保証株式会社(以下、「当社」といいます。 )との間で、当社が提供する太陽光発電システム機器のメンテナンスサービス「スマートメンテナンスサービス」(以下、「本サービス」といいます。 )に関する契約の細目について定めることを目的とします。

## 第1条 (用語の定義)

この約款において、次の各号に定める用語は、それぞれ以下の定義にしています。

- (1) 「加入証」とは、当社がお客様に対して発行する、本サービスの加入者であるお客様のお名前、メンテナンス対象機器および本サービスの開始日等が記載された書面をいいます。
- (2) 「対象物件」とは、加入証に記載されるメンテナンス対象機器が設置された建物をいいます。
- (3) 「メンテナンス対象機器」とは、対象物件に設置される太陽光発電システム機器のうち、本サービスの対象となる以下の機器をいいます。

①太陽電池モジュール・架台・接続箱・ケーブル  
故障・不具合発生時点で、メーカー保証開始日より20年以内の製品が本サービスの適用条件となります。なお、自然災害による故障・不具合については、経年に関する適用条件はありません。

②既設パワーコンディショナ  
※ハイブリッド蓄電システムの場合は対象外  
※モニター・コミュニケーションユニットは対象外  
故障・不具合発生時点で、メーカー保証開始日より15年以内の製品が本サービスの適用条件となります。なお、自然災害による故障・不具合については、経年に関する適用条件はありません。  
※メンテナンス対象機器に、新規設置した蓄電システムは含みません。

## 第2条 (本サービスの提供期間)

本サービスの提供期間は、取扱店が新規に設置したメンテナンス対象機器の設置工事完了日から5年後の応当日16時までとし、加入証に記載します。

## 第3条 (本サービス内容)

当社は、取扱店が販売・施工していない太陽光発電システム機器であっても、対象物件に既に設置されたメンテナンス対象機器に故障・不具合が発生したときは、お客様から修理の申し出を受け、当該申し出が次の各号の定めに従って当該ことを確認したうえで、メンテナンス対象機器に対する点検サービス・修理交換等のメンテナンスサービスを提供します。

- (1) メンテナンス対象機器に故障・不具合が発生した日およびお客様が当社に対して修理の申し出を行った日のいずれも本サービスの提供期間内であること
- (2) 第5条の定めに従わないこと
2. 当社は、本サービスの提供にあたって、お客様を被保険者とし、メンテナンス対象機器を対象とした損害保険契約に加入するものとし、お客様はこれに同意するものとします。
3. 当社は、前項の損害保険契約の適用事由に該当することが確認できない場合およびお客様と当社の間で修理の範囲、お客様の負担すべき費用、損害の有無・範囲等について意見が相違する等した場合は、メンテナンス対象機器の修理の実施を留保することができるものとします。
4. 第2項の損害保険契約において適用対象外となる事由による故障・不具合については、本サービスの対象外とし、お客様がメンテナンス対象機器の修理費用等をご負担することについて承諾したときに限り、当社は修理を行うこととします。

## 第4条 (修理限度額)

本サービスにおける修理限度額は、メンテナンス対象機器のシステム容量ごとにそれぞれ「(別表)修理限度額」のとおりとし、修理費用等が修理限度額を超える場合には、当社はその旨をお客様に通知し、お客様が修理限度額を超える修理費用等のご負担について承諾したときに限り、当社が修理を行うこととします。なお、お客様による修理の申し出を受けた後、故障・不具合が解消され、メンテナンス対象機器が正常な状態で使用可能となるまでの一連の修理・交換等の作業を1回当たりの修理とし、メンテナンス対象機器に生じた故障・不具合箇所の数、作業が完了するまでの日数および対象物件への出張回数を問いません。

2. 前項の修理費用等の範囲は、次の各号のとおりとします。

- (1) メンテナンス対象機器を補修、部品の交換等により修理する場合には、部品代、人件費、交通費および運搬費を合計した金額を修理費用等とします。

(2) メンテナンス対象機器を同一機種または同等品と交換する場合には、当該代替品の購入価格(修理を実施するときの市場価格とします。以下、同様とします。 )と設置費用(人件費、交通費および運搬費その他設置のために要する費用を合計した金額をいいます。以下、同様とします。 )の合計額を修理費用等とみなします。

3. メンテナンス対象機器の修理は、補修、部品の交換等により修理することを原則としますが、前項(1)に定める修理費用等が、前項(2)に定めるメンテナンス対象機器と同一機種または同等品の購入価格と設置費用の合計額を上回る場合には、修理限度額を上限に、当該同一機種または同等品を代替品として交換します。

## 第5条 (本サービスの対象外となる故障・不具合および損害)

次の各号に定める故障・不具合および費用・損害は、本サービスの対象外となります。

- (1) メーカー保証、延長保証、火災保険もしくは建設工事保険等の損害保険契約またはこれらに類似する契約の対象となる故障・不具合
- (2) メンテナンス対象機器のメーカーがリコール宣言を行なった後における、リコールの対象となったメンテナンス対象機器の故障・不具合。なお、リコールとは設計・製造上の過誤などにより製品に欠陥があることが判明した場合に、無償修理・交換・返金等の措置を行うことをいい、法令によるものと製造者・販売者による自主的なものを問いません。

(3) 地震、噴火、津波、地盤変動、地盤沈下、凍結、風災、雹災、雪災、水災、盗難、建物の外部からの物体の落下飛来・接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突・接触による故障・不具合

(4) ガス害、塩害、公害、異常電圧、異常ガス圧、異常水圧、異常温度または燃料・給水の供給事情による故障・不具合

(5) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似する事変または暴動(群衆または多数の者の集団行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。 )による故障・不具合

(6) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に基づく事故による故障・不具合

(7) 修理のためにメンテナンス対象機器を対象物件から移動させる必要がある場合の故障・不具合

(8) メンテナンス対象機器の故障・不具合に起因する身体障害(障害に起因する死亡を含みます。 )もしくは他の財物(ソフトウェアを含みます。 )の故障・不具合または損傷によりお客様が負担する損害

(9) メンテナンス対象機器の故障・不具合に起因し、メンテナンス対象機器その他の財物が使用できなかったことによりお客様が負担する損害

(10) メンテナンス対象機器本体の故障・不具合と判断できない場合の故障・不具合

(11) 風雨、雪雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みまたは雨漏り等も自然災害に該当しない事由による故障・不具合

(12) お客様、お客様と同居の親族、メンテナンス対象機器の使用もしくは管理を委託された方または発電事業者等の第三者の故意による故障・不具合

(13) 第三者による差押え、没収、収用等のほか、国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害

(14) メンテナンス対象機器の欠陥、自然の消耗もしくは劣化または性質によるむれ、かび、変色、変質、さび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害

(15) メンテナンス対象機器に対する清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた故障・不具合

(16) メンテナンス対象機器に加工を施した場合の損害

(17) メンテナンス対象機器の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、当該メンテナンス対象機器が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

(18) 格落ち(対象製品の価値の低下をいいます。 )によって生じた損害

## (お客様向け) スマートメンテナンスサービス規約 (2)

- (19) 異物の混入、純度の低下、化学変化、質の低下等の損害
- (20) 温度、湿度の変化もしくは空気の乾燥または酸素の欠如によって生じた損害
- (21) 修理費用等に航空運賃が含まれている場合、航空輸送によって増加した費用
- (22) 機械、設備、ソフトウェア、ネットワーク等における日時認識エラーが原因でこれらのものに誤作動や故障が発生した結果で生じた損害
- (23) メンテナンス対象機器の製造者、販売者または施工業者が、発電事業者に対して法律上または契約上の責任を負うべき損害
- (24) 不当な修理、改造または取付けによって生じた損害
- (25) 電源周波数(Hz)の変更に伴う改造、修理によって生じた損害
- (26) メンテナンス対象機器が譲渡された場合または部品交換を伴わない故障・不具合の修理を行った場合の費用
- (27) お客様または発電事業者が、本サービスにおいて当社が指定する修理業者以外へ修理を依頼された場合の費用
- (28) 触媒、溶剤、冷媒、熱媒、ろ過剤、潤滑油その他これらに準ずる物のみに発生した損害
- (29) 防音材、フィルター類、酸素富化膜、乾電池、充電電池、電球、替刃、針等の消耗部品のみが発生した損害
- (30) 外装部品、保険対象以外の設備部品(ケーブル、コード、アダプター等の配線類、配管等、循環金具、パッキン類、その他施工部材等をいいます。 )に関する費用
- (31) 外来の事故に直接起因しない、メンテナンス対象機器の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
- (32) その他前各号に準じる故障・不具合および損害

### 第6条 (メンテナンス対象機器の変更)

本サービスに基づくメンテナンス対象機器と同一機種または同等品へのメンテナンス対象機器の交換、またはお客様による設備機器の購入等によりメンテナンス対象機器の内容に変更が生じる場合には、お客様からの書面による申し出および当社による承諾を必要とします。当該申し出および承諾がなされない間は、内容変更後のメンテナンス対象機器に故障・不具合が生じた場合であっても、本サービスの対象とはなりません。

### 第7条 (本サービスの終了)

次の各号に定める事由に該当した場合、本サービスは、自動的に終了するものとします。

- (1) お客様がメンテナンス対象機器または対象物件を第三者に譲渡した場合。ただし、当社の書面による承諾があった場合はこの限りではありません。
  - (2) お客様が、メンテナンス対象機器または対象物件を廃棄、撤去または取り壊した場合
  - (3) 本サービスに付帯する損害保険契約が終了した場合
2. 次の各号に定める事由に該当した場合には、当社は、何らの催告を要せずして本サービスを終了することができます。
- (1) お客様が、次条に定める確約に違反している場合
  - (2) お客様が、この約款の定め違反した場合その他本サービスを継続したい事情が発生した場合

### 第8条 (反社会的勢力の排除)

お客様は、自己またはその代理人もしくは媒介者(以下、「関係者」といいます。 )が、現在、次のいずれの者(以下、「反社会的勢力」といいます。 )にも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下、「暴対法」といいます。 )第2条第2号に規定する暴力団をいいます。 )
  - (2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。 )
  - (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
  - (4) 暴力団準構成員
  - (5) 暴力団関係企業
  - (6) 総会屋等
  - (7) 社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、または特殊知能暴力集団
  - (8) 前各号に定める者と密接な関わり(資金その他の便益提供行為を含みますが、これらに限りません。 )を有する者
  - (9) その他前各号に準じる者
2. お客様は、自らまたはその関係者が、直接的または間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動(自己またはその関係者が前項に定める者である旨を伝えることを含みますが、これに限りません。 )をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準じる行為

### 第9条 (お客様の個人情報)

お客様の個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に定めるものをいいます。以下、同様とします。 )は、当社の定める個人情報の保護方針(プライバシーポリシー等名称の如何を問いません。 )にしたがい管理されるものとします。

### 第10条 (損害賠償)

本サービスの利用にあたり、当社の責めに帰すべき事由に基づきお客様が損害を被った場合、当社の損害賠償責任の範囲は、本サービスの利用料金を限度とし、間接損害、特別損害および逸失利益については予見可能性の有無を問わず損害賠償責任を負わないものとします。

### 第11条 (約款の変更)

当社は、この約款を変更することができます。この約款を変更する場合、当社は、お客様への通知または当社のウェブサイト等にてこの約款を変更する旨および変更後の約款の内容ならびにその効力発生時期を告知します。

### 第12条 (この約款に定めのない事項)

この約款に定めのない事項については、お客様および当社は、誠実に協議のうえ解決を図るものとします。

### 第13条 (裁判管轄)

この約款および本サービスに関して、お客様と当社との間で紛争が生じた場合は、訴額に応じ、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第14条 (準拠法)

この約款は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。  
以上

### (別表) 修理限度額

パネル出力合計値		修理限度額(税込)	
超	以下	ハイブリッドプラン	単機能プラン
0kW	1kW	100,000円	150,000円
1kW	2kW	300,000円	450,000円
2kW	3kW	500,000円	750,000円
3kW	4kW	700,000円	1,050,000円
4kW	5kW	900,000円	1,350,000円
5kW	6kW	1,100,000円	1,500,000円
6kW	7kW	1,300,000円	
7kW	15kW	1,500,000円	

# 加入証サンプル

送付先

〒160-0023

東京都新宿区西新宿1丁目1番1号

太陽 輝様

＜サービスに関するお問合わせ＞

〔制度運営事務局〕 日本リビング保証株式会社

東京都新宿区西新宿4丁目33番4号

電話03-6276-3228 受付9:00～18:00 土日祝日除く

## スマートメンテナンスサービス（太陽光パネル補償付き）加入者証

このたびはスマートメンテナンスサービスにご加入いただきまして誠にありがとうございます。スマートメンテナンスサービスは、リフォーム工事後のメンテナンスサービスに、無償で太陽光パネルを対象とする保険サービス（動産総合保険）を付帯するサービスとなります。本証は、事故発生時に必要になりますので、大切に保管くださいますようお願い申し上げます。

### (1)スマートメンテナンスサービスの概要

お客様	太陽 輝	加入証番号	'2020040001
設置住所	東京都新宿区新宿1-1-1	パネル出力合計値 (kw)	5kW
サービス開始日	'2020年4月1日	サービス期間	サービス開始日から5年後の応当日16時まで
販売店名	蓄電リフォーム株式会社	販売店住所	東京都新宿区西新宿4-33-4

### (2)動産総合保険の概要

補償の対象	お客様が設置した「蓄電システム」に接続され、上記販売店とメンテナンスサービス契約を締結した次の①～③の太陽光システム構成機器一式となります。 ①太陽光モジュール、②接続ケーブル、③架台(専用カバー含む)および据付金具		
補償限度額	1,500,000円(税込)		
補償責任期間	蓄電システムの接続日から5年間となります。		
お支払いする保険金等	損害保険金	次の算式による保険金をお支払いします。ただし、保険金額または保険価額(再調達価額)のいずれか低い額を限度とします。 損害保険金＝損害の額(再調達価格)－他の保険契約等(注)から支払われた保険金または共済金の合計額 (注)この保険契約の保険対象の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。	
	残存物取片費用保険金	上記の損害保険金支払われる場合において、事故によって生ずる残存物取片づけ費用に対して、損害保険金の10%に相当する額を限度として残存物取片づけ費用保険金を支払います。	
補償の対象となる主な場合	①部品交換を伴う電氣的・機械的的事故、②火災、③落雷、④破裂又は爆発 ※製造メーカーによる製品保証およびお客様がご加入の火災保険が優先して適用されますので、ご了承ください。		
補償の対象とならない主な場合(免責事項)	①風災、雹災、雪災、水災、盗難、建物の外部からの物体の落下、飛来、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触 ②対象製品本体の故障と判断できない不具合 ③風雨雪雹(ひょう)砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みまたは雨漏り等、自然災害に該当しない理由による損害、④保険の対象の使用もしくは管理を委託された方、または契約者および契約者と同居の親族、または被保険者(発電事業者)の故意によって生じた損害、⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害、⑥差押え、没収、収用、破壊等、国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害、⑦保険の対象の機能に直接影響しない欠陥、自然の消耗もしくは劣化または性質によるむれ、かび、変色、変質、さび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害、⑧保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ⑨保険の対象に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害、⑩保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥れ、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害、⑪格落ち(保険の対象の価値の低下をいいます。)によって生じた損害、⑫異物の混入、純度の低下、化学変化、質の低下等の損害、⑬温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠如によって生じた損害、⑭修理費中に航空運賃が含まれている場合、航空輸送によって増加した費用、⑮機械、設備、ソフトウェア、ネットワーク等における日時認識エラーが原因でこれらのものに誤作動や故障が発生した結果で生じた損害、⑯保険の対象の製造者、販売者および施工業者が、被保険者(発電事業者)に対し法律上または契約上の責任を負うべき損害、⑰不当な修理や改造または取付けによって生じた損害、⑱電源周波数(Hz)の変更に伴う改造、修理によって生じた損害、⑲保険対象の設置場所変更及び売却・譲渡した場合、また部品交換を伴わない故障・不具合の修理を行った場合、⑳保険契約者または被保険者(発電事業者)が、本サービスで指定する修理業者以外へ修理を依頼された場合、㉑触媒、溶剤、冷媒、熱媒、ろ過剤、潤滑油その他これらに準ずる物のみに発生した損害、㉒防音材、フィルター類、酸素富化膜、乾電池、充電電池、電球、替刃、針等の消耗品のみ発生した損害、㉓保険対象以外の設備部品(コード、アダプター等の配線類、配管等、循環金具、パッキン類、その他施工部材等)、㉔外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故または機械的的事故によって生じた損害、㉕被保険者の他の保険契約等で保険される損害および製造メーカーによる製品保証により保証される損害(ただし、他の保険契約等で保険された後、さらにこの保険契約で支払うべき保険金が残る場合は、その残りの部分に相当する保険金が支払われます。) ※上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は、普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されています。 ご不明な点については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。		
サービス期間が終了する場合	以下の場合には保険約款にしたがってサービス期間は終了となります。①保険対象機器が全損(保険金を支払限度額満額お支払)した場合、②保険対象機器が滅失した場合、③保険対象機器が移設され、設置場所を変更した場合、④保険対象機器が転売・譲渡された場合(相続の場合を除く)		